「三木市文化振興計画」（案）に対する意見の概要
及び意見に対する教育委員会の考え方

意見募集期間　令和３年１２月２４日（金）～令和４年１月２８日（金）
意見提出者数　３人（２１件）

1　基本方針と施策

【意　見】

	1-1　【基本方針と施策】
(1)	本計画では、６つの基本方針ごとに①これまでの取組と課題と②取り組むべき施策という構成がされています。過去や現状から課題を洗い出すことも重要ですが、過去や現状という枠を超えた発想ができにくいかと思います。文化芸術は次の世代への継承が重要です。１０年や５０年先ではなく１００年、２００年先を視野に、今何ができるかだと思います。文化芸術の振興が、三木市の魅力あふれる明るい未来へのロードマップとなるよう前例にとらわれず、自由で柔軟で楽しい発想や議論を教育委員会や本計画策定委員会で進めて頂きたい。

【教育委員会の考え方】

本計画は、計画期間を令和７年度までの５か年としており、過去と現状に固執したものではありません。ただ、社会情勢が日々変化する中、本市の将来を見据えた文化施策を進めていくため、本計画の検証・見直しを適宜行い、前例にとらわれず、本市の文化振興を図っていきたいと考えています。

【意　見】

	1-2　【計画策定の趣旨】
(1)	本計画のタイトル「三木市文化振興計画」について、国や県の法律や計画では「文化芸術」あるいは「芸術文化」という言葉が使われています。また、本計画中の計画策定の背景、計画策定の趣旨の他、多数「文化芸術」という言葉が使われています。三木市も「芸術」の言葉を入れた計画タイトルにすべきではないでしょうか。 また、計画策定の趣旨について、「市民に」ではなく「市民が」ではないでしょうか。「市民に」では市から市民に対して押し付けているニュアンスを感じます。「主体的に文化芸術活動に取り組むことを推進できれば」ではなく「主体的に文化芸術活動に取り組むことができれば」ではないでしょうか。「やがて心豊かな地域社会を作り上げていくことができると考えます。」ではなく「やがてより豊かな地域社会になることが期待されます。」ではないでしょうか。「他者に誇れるわがまち文化」では文化芸術活動が他者に対して自慢するための活動になってしまいます。「心の豊かさ」とは「互いに認め合うことができる」「多様さを認める」「個の差を認め合う」ことではないでしょうか。「他者を認め合うことができるわがまち文化」とすべきではないでしょうか。

【教育委員会の考え方】

本計画は、芸術分野だけではなく国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁をはじめとした文化遺産の保存・活用についても包含しており、「芸術」分野に限定した計画との錯誤を生じさせないためにも、大きな意味での「文化」とすることが適切であると考えています。 また、文言のニュアンスについては、本計画に基づき５か年の計画期間に実施していく具体的な施策を通して啓発・振興に努めていくことにより、市民に文化芸術への関心を高めていただき、主体的な活動へと繋げていくことで、基本理念である「誇りを持って暮らせるまち　三木」を達成していく趣旨で表現したものですが、より伝わりやすい表現にします。

2　市民文化向上につながる施策

【意　見】

	2-1　【文化芸術活動の担い手】
(1)	文化芸術活動への参加機会の提供による市民文化の向上”における取り組むべき施策の記載は尤もである一方、文化芸術活動は多岐にわたるため施策が総花的にならないか？また、令和７年度までの計画実行に対して当該の時代特性を把握したものになっているか？といった視点が必要で、それを踏まえた具体的施策を展開することが重要と考えます。 令和３年１２月時点調査で市の人口の１９％を占める５５～６９歳の方々は、定年退職直前・直後の気力・体力面および使える時間面で市民文化の担い手として期待でき、当該計画の対象の重要年齢ゾーンと言えるのではないか。

【教育委員会の考え方】

本計画は、あくまでも今後の本市の文化活動の方針を示しており、その担い手については限定をせず、幅広い世代が文化活動に取り組めることを想定しています。ただ、時間的制約の多い方が中心的な担い手となるのは、困難な部分も容易に想像できることから、世代を限定せず幅広い方に、その担い手となっていただけるような施策を講じなければならないと考えています。

【意　見】

	2-2　【世代間交流】
(1)	５５～６９歳の方々は、若い頃に昭和の高度成長成果の恩恵を受け、それまでの受動的な音楽文化、すなわ”音楽の聴く側”から能動的音楽文化、つまり自らが楽器を演奏し歌い聴かせる側となる機会を得ている。音楽ジャンルはフォークソング・Ｊ－ＰＯＰ。大衆的な自演音楽文化の形成という点でその前までの流行歌とは異なり、潜在的に自らが文化の担い手となるバックグランドを保有していると言える。 この年齢層の人材が活躍できる機会を作り、主体的な活動が行われるようになれば他の市町村に無い市民/大衆音楽文化の輝く街の形成の一助とすることが出来る。本音楽文化のツール(楽器)はギター・ベース・ウクレレ・ピアノであり、前記人材の多くが若者時代にギターを手にしていたという事実は当時のギター生産量の統計からも見て取れる。また、ギターは現在の若者においても大衆的音楽ツールである。このジャンルでの世代間の音楽ギャップは小さく、世代間交流がしやすいのが特徴と言える。

(2)	地域団体の高齢化による文化振興の継続性の課題について提案します。三木市の既存の取り組みである若者ミーティングを更に発展させることで、地域団体が自由に情報発信や意見交換を行い、企画の運営を若者と共に創造していく機会を設けていただきたいです。 ２０１８年より実施されている若者ミーティングは、地域における文化芸術の課題発見と問題解決のために１大学５高等学校が集い、三木市の現状と課題などを聞いて問題解決のためのアイデアを発表しています。実績として、若者ミーティングで出たアイデアを基に、２０２１年１２月に甲冑を用いた武者体験と、江戸時代から明治時代の特産である染め型紙で作った照明による湯の山街道ライトアップの実証実験が行われました。 若者ミーティングで出した意見が反映され、実証実験に参加した高校生から好評でした。若者が郷土三木の歴史を学ぶと同時に、高齢者の意見や知識、経験が生かされた事業を体験できる点が大きいと思います。このことから、若者の意見を具現化して参加してもらうことで、三木への関心が深まり文化振興に繋がるのではないかと考えます。 以上のことから、地域団体の現状と課題について若者ミーティングに力を入れていくことで、意見交換と解決のための実践に繋げていく一助を担っていただきたいです。

【教育委員会の考え方】

本市の現状として、文化活動の担い手が高齢化し、若い世代への伝承が喫緊の課題と認識しています。しかし、現在の担い手と若い世代を繋ぐ施策が少なかったことから、音楽を通じた取組の提案については、各音楽団体と連携し、本計画に基づく具体的施策の１つとして検討するとともに、若者からの意見についても助言や協力を行っていきたいと考えています。

3　文化芸術活動への参画機会の提供

【意　見】

(1)	**3-1　【市民主体の計画】** 文化芸術活動への参加機会の提供による市民文化の向上の取り組むべき施策の４項にある「参加する機会を設ける」、７項にある「各施設の特性を生かした企画等を実施」とあるが、市の職員が機会を設けたり企画を実施するのは限界がある。あくまで主体は市民であり、市民が自主的に企画しこれを市に持ち込む仕組みを作り市はバックアップする側とすべき。 バックアップとは、会場の手配優遇・無償提供・情報発信といったことである。(金銭的補助は活動の継続性という点で効果が少ないし、活動する市民が補助金に甘える構図を作ってしまう恐れがある。あくまで市民は自らの文化活動にリーズナブルな手弁当で参加するということが肝要)

【教育委員会の考え方】

市全体でできることには限界があることは承知していますが、文化行政を衰退させることは、地域文化の継承や発展をより一層困難なものにすることから、今後の文化行政の在り方として、文化団体や市民の方に意見を伺いながら持続可能なかかわり方を模索するなど、市と市民が協働して行っていきたいと考えています。

【意　見】

(1)	**3-2　【文化芸術活動への参加機会提供】** 「一流」という表現に違和感があります。行政が作家や舞台公演を一流とそれ以外に分けることは不適切だと思います。「一流」や「著名」ではなく作品展示や舞台公演を行う目的にふさわしい内容であるかどうかが重要ではないか。

【教育委員会の考え方】

「一流」や「著名」であることのみで決定するのではなく、目的にふさわしい内容であるかが重要であると認識しています。

【意　見】

(1)	**3-3　【三木市展における取り組むべき施策】** 三木市展については出品者の属性を分析し、さらに幅広い年代からの応募があるように検討願います。また、鑑賞する方が自動車以外でも訪れやすく、芸術作品の展示にふさわしい会場の選定や開催時期（例えば金物まつりの日程に合わせる）についても検討願う。

【教育委員会の考え方】

三木市展について、以前は青山公民館で開催していましたが、出品総数や市外出品者が増加し、交通の便や展示スペースの観点から、平成２２年以降は国道１７５号線沿いの「かじやの里メッセみき」での開催に変更しています。ただ、冬季における開催であるため、会場が寒く、開催時期や開催場所の変更の要望があるのは事実ですが、「かじやの里メッセみき」と同規模の施設が他にはなく、また、開催時期についても他の市主催行事と重なるため、現時点においては、変更が難しい状況です。しかしながら、より良い三木市展にしていくため、今後も開催場所や時期については、引き続き検討していきたいと考えています。

【意　見】

(1)	**3-4　【障がいのある方への参画機会の提供】** 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成３０年６月１３日公布、施行）では、「地方公共団体は障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めなければならない」（第８条関係）とありますが、三木市では策定済みでしょうか。本計画をそれに代わるものにするのでしょうか。あるいは別途計画を策定するのでしょうか。いずれの場合もそのことを本計画に明記すべきではないか。

【教育委員会の考え方

第８条関係は、第５期三木市障害者基本計画及び第６期三木市障害福祉計画・第２期三木市障害児福祉計画で基本目標の１つとして令和３年３月に策定しています。

また、本計画では文化芸術基本法第２２条を根拠とし、高齢者や障がいのある方等への文化芸術の鑑賞・参加の機会創出を図ることを想定しており、具体的施策については関係所管課との連携のもと、検討していきます。

【意　見】

(1)	**3-5　【郷土愛を醸成するイベント企画】** 「郷土愛を醸成していただける」ではなく、「郷土愛の醸成につながる」ではないでしょうか。合わせてアートによるまちづくりを行うため、堀光美術館を核として地域全体を会場としたアートフェスティバルの開催を検討願います。 また、文化芸術活動を行う若い世代の人材育成や活動支援のため、市内学校の美術部員や書道部員、美術や書道担当教員の作品を一堂に展示する美術展の開催を検討してはどうか。 「学校教育と連携した子ども」では対象が明確ではないので、「学校教育と連携した園児児童生徒」ではないでしょうか。「堀光美術館での子ども向け事業の展開を図っていきます。」ではなく、現在できていない事業として「堀光美術館では園児児童生徒向けワークショップを開催します。」ではないでしょうか。先ずは事業を開催し、その後事業を広める、あるいは次の段階に進むことを「展開」というのではないでしょうか。

【教育委員会の考え方】

本市では若い世代向けの展示イベントとして、みなぎの書道展やアートティーン公募展を開催していますが、堀光美術館での学生向け美術展の充実化を具体的施策の１つとして検討していきます。

4　利用しやすい環境整備と施設運営

【意　見】

(1)	**4-1　【三木市文化会館施設利用】** 音楽活動の発表の場として三木市文化会館ホールがある。また、それ以外では三木市民活動センター大会議室や各公民館の体育館などがある。 三木市文化会館は｢利用料が高い｣と多くの音楽家は感じているが、会場使用料もさることながら公開されていない照明費用が会場使用料を上回る金額となっており、その事実を知った途端会場の使用を断念する利用希望者が多い。１９７０年代に建設された多くのホールの照明設備はプロ器材であり、舞台照明の業者(多くは随契)に任せざるを得ないところが背景にある。近年は照明設備も安価になり使用方法も簡便になっており、素人でも使える領域に入っている。これらを踏まえ照明設備使用を会場利用者に開放することとし、使用マニュアルの整備・レクチャーの実施が必要である。 参考であるが、照明設備と同等に重要なものとして音響設備がある。すでに安価な設備が多く販売され、保有者の増加に伴い業者を伴わなくても利用者側が手配できる状態になっている。 もう一つの課題は、使用予約の硬直性である。施設予約は希望日の１年前の月初めの抽選でありイベントを計画する上でハードルが高く、｢市民の企画持ち込み｣に対し、内容を評価したうえで会館利用日の優先配慮をしてはどうか？内容の評価は、(世代)継続性・市民参加性(大衆性)・文化の広域性・特異性あたりか。

	市民文化の担い手が主体的に活動するという事は、発表の場で“音楽を演奏する”ことに加え、“照明を担当する”“音響を担当する”といった、あたかも“大人の文化祭”を皆で実施するという姿を形成することであると考える。そのためには従来の「会館を借りる」という形から「会館を利用する」という形に建付けを変えて市民が創意工夫し企画し新しいスタイルで行う市民文化活動(市民ソフトパワーの興隆)を支えるための中核ハード施設として整備頂きたいと切に思う。 尚、冒頭に期した自身の活動において前記「会館を利用する」といった形で使わせていただいている市民活動センターは市施設再配置計画で２０２５年閉鎖となっており、施設が無くなることで活動継続に絶望感を感じている。代替として、各公民館の体育館はスポーツ系の活動で使用頻度が高く音楽イベントに使用するには会場確保の面でハードルが高い。また、廃校の体育館利活用が考えられるが、雨天時の屋根に雨が当たる騒音問題の解決、照明設備が未整備といった課題がある。 市民が利用しやすい文化中核ハード施設は（それが既存文化会館であれ）、本文化振興計画の終了年R7年には各施策が実現された結果大いに利活用されることになり、それには利用者(演じる側・聴く側)が安心して駐車できるスペースの確保もされていることが前提である。 扉開放による通風換気という面では文化会館は非常に厳しく強制換気設備が必須。市民活動センター大会議室・各体育館は通風換気に優れていると認識。

【教育委員会の考え方】

三木市文化会館の予約を含めた利用方法や使用料、優先配慮については、三木市文化会館条例及び三木市文化会館条例施行規則の改正が必要となりますが、指定管理者として管理運営を行っている三木市文化振興財団と連携し、市民のニーズに合わせた見直しの必要性も含め、整備に向けた研究をしていきたいと考えています。 また、駐車場については、三木市役所前にある第１及び第２駐車場、三木市文化会館の裏手にある市職員駐車場があり、施設規模に応じた駐車スペースは確保できていると認識しています。

【意　見】

	4-2　【堀光美術館の充実化と運営】
(1)	堀光美術館は教育委員会が所管する教育施設としての性質を有しています。その目的・役割は「人を育てる」ことにあると思います。堀光美術館を来館者数だけで評価するのではなく（来館者数での評価は表面的なものさしでしかないと思います）、ニーズや満足度を把握し、調査、研究や運営に活かされることを期待します。また、現在、取り組んでおられる「作家と出会える美術館」を特色として大いにＰＲし、企画展の開催や情報発信をお願いします。そのために、学芸員の配置をはじめ、非正規職員の正規職員化など組織の充実と運営を支えるボランティアスタッフの育成にも尽力願います。 美術館は本計画でも明らかなように、文化行政の枠内に位置づけられています。しかし、アートには異質なものをつなぐ力があります。美術館は、教育や観光、さらには工夫次第では福祉や医療、環境問題などさまざまな分野ともつながります。美術館は可能性に満ちた施設です。地域を活性化させる手段のひとつとして、また、美術館を使った教育や福祉の実践例もあります。例えば、イタリアには、アートの力を生かした幼児教育で世界から注目されている町（レッジョ・エミリア市）があります。また、ニューヨーク近代美術館（ＭｏＭＡ）が、認知症のある方の健全な能力を引き出すという観点から開発した「対話型アート鑑賞プログラム」は国内でも実施している美術館があります。美術館が文化行政の枠を超え、幼児、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人が、よりよく生きることができるために活用されることを期待します。

【教育委員会の考え方】

「作家と出会える美術館」に係る情報発信については、機会創出の観点からも可能な限りではありますが、作家の来館予定も含め、堀光美術館のホームページで行っています。ボランティアについては、堀光美術館として育成を図っていきたいと考えています。

【意　見】

	4-3　【みき歴史資料館の運営・整備】
(1)	みき歴史資料館を来館者数だけで評価するのではなく、来館者が感じたこと、ニーズや満足度を把握し運営に活かされることを期待します。また、三木地域の独自の文化を他地域との関係から見ることができるよう東播磨地域の他市町の博物館と連携し、同一時代を切り口にした企画や文化の伝播ルートとしての加古川や明石川に着目したき企画などの開催も検討をお願いします。 また、堀光美術館とともに今後の整備方針の策定について着手を願う。

【教育委員会の考え方】

近隣市町の博物館とは、文化財担当者会や企画展に係る資料の貸借等を通して緊密な関係を構築しています。また、連携した企画展開催については、今年度２月より兵庫県立歴史博物館の巡回展を県内７施設の１つとして開催する予定となっていますが、ご指摘の点については、その実現可能性も含め検討していきます。施設の整備方針は、平成２４年６月策定の「三木歴史美術の杜構想」で旧図書館の耐用年数が過ぎるまでの間をみき歴史資料館として活用し、堀光美術館と一体的な利用による歴史・文化の発信を謳っており、三木市公共施設再配置計画の方針を確認しつつ、構想に資する効果的運用に向けた整備を検討していきます。

【意　見】

(1)	**4-4　【配信インフラの整備】** 　三木市の文化活動を積極的にリアルタイムで配信することが重要である。ここでも市民参加の視点が欠かせなく、利用者が使えるインターネット回線・有線/無線ＬＡＮ・配信器材・複数カメラ・配線ケーブルの整備常設、それと利用マニュアル整備と利用者へのレクチャーが必須である。更に、文化活動の記録を公開アーカイブ化・登録でき、広くアクセス出来るよう市の“文化サイト”を整備してはどうか？(一部の公民館では活動の投稿が散見されるが)注意事項として、投稿・公開における著作権のガイドラインの作成も重要である。 　生演奏と同時に、配信を行うが、それに加えて配信映像が会場で同時に見られる大画面映写設備(プロジェクターと大型スクリーン)があれば一層良い。当該機材は低価格化されており、使い方も容易である。

【教育委員会の考え方】

　文化活動のライブ配信及び公開アーカイブ化については、著作権法第１０条に抵触する可能性があるだけでなく、公共性・公益性の観点から議論の必要な事案であると認識しており、課題の１つとして検討していきたいと考えています。著作権のガイドラインについては、著作権法及び関連条文に係る各種ガイドラインの準拠が適当ではないかと考えています。

【意　見】

(1)	**4-5　【情報発信】** 　かつては広報みきにイベントのお知らせを掲載いただけたが、数年前から取り上げられなくなっている。自身のイベントでは広報みきのページ下段の有料企業広告欄にお知らせを掲載させて頂いているが、「市民広報に市民活動を掲載するのが有料」という可笑しな状況と言え、広報みき掲載の門戸開放を願いたい。また、時代に合致したＳＮＳ文化広報プラットホームの早急な整備をお願いしたい。このプラットホームには文化サイトも含まれるべきとの認識である。

【教育委員会の考え方】

　現在でも広報みきにイベント告知を掲載していますが、情報発信の強化に一層取り組むとともに、文化広報の在り方についても、検討していきます。

【意　見】

6	**4-6　【若者層への情報発信】** 　三木市文化振興意識調査結果から明らかなように、将来の担い手である若年層をターゲットにした情報発信は喫緊の課題だと思います。三木市のホームページに文化芸術に関する情報を集約したページを設ける、あるいはＳＮＳの積極的な活用やスマートフォン用のアプリ開発を行い、その魅力を情報発信されることを願います。また、現在、広報みきの「暮らしの情報」ページでは、展覧会情報が施設ごとに掲載されていますが、それぞれの施設では他の施設の展覧会情報を得ることができません。さらに、県立三木山森林公園内にある森も風美術館や民間のギャラリーで開催されている展覧会情報なども互いに連携されていません。市民をはじめ市外からの三木市の文化芸術関連施設を訪れた方が、市内で展覧会周遊ができるよう情報発信の工夫と文化芸術ギャラリーマップの作成を検討願います。

【教育委員会の考え方】】

現在でも本市ホームページには文化芸術専用のページを設けているほか、相互にポスター・チラシ等の掲示・配架を実施しており、来館者への情報提供、案内に努めています。しかしながら、発信力が不足しているといった市民の声もあることから、ツィッターやＬＩＮＥ等のＳＮＳの積極的な活用や文化関連施設間の横断的な情報共有の仕組みづくりについては、関係施設とも連携し、取り組んでいきます。

【意　見】

(1)	**4-7　【新型コロナ対策】** コロナ禍によりイベントの中断・延期は自身の活動でも多々経験している。感染防止対策がイベント開催の必須事項となっており、主催側で手配できることは実施しているが、対処すべきことは会館の設備整備に関わることであり、市側で対応頂きたい事項である。

【教育委員会の考え方】

三木市文化会館では感染防止対策として、２４時間の強制換気と入口付近での検温機設置などを行っています。ただ、消毒液の設置や会場内の整理などについては、今後とも主催者での対応をお願いしたいと考えています。

5　文化芸術を取り巻く三木市の現状

【意　見】

(1)	**5-1　【堀光美術館・みき歴史資料館】** 堀光美術館とみき歴史資料館は、第３期三木市教育振興基本計画で掲げた目標値の達成に向けた取組を行っていく必要があるとあり、令和３年２月策定の同基本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますが、令和７年度には新しい生活様式が定着し、影響は少ないものとして目標数値を設定していますとあります。目標値の基礎となっている来館者数は、コロナ前とコロナ対策後では同一方法によるカウントでしょうか。また、「令和７年度には新しい生活様式が定着し、影響は少ない」とありますが、新しい生活様式は現時点でも定着しています。人の行動に制約がかかっているのは、新型コロナウイルス感染症への不安があるからだと思います。令和７年度においては、その不安がなくなり、行動に制約がなくなるという観測は科学的な根拠があるのでしょうか。このように不確定な要素から設定された数値を、本計画で使用すべきではないと思います。美術館と歴史資料館の展示は単なるイベントや興行でないことから、来館者数という数値目標の達成ではなく、施設の目的・役割を達成するための取組を行っていくとすべきではないでしょうか。

【教育委員会の考え方】

本計画の上位計画であり、本計画にも記載している第３期三木市教育振興基本計画にある両施設の目標値については、新型コロナウイルス感染拡大前と同一の数値設定ではありませんが、新しい生活様式が定着していることを前提に、目標値設定を行っています。また、来館者数ありきでの目標達成ではなく、教育施設としての役割を意識した上で、取組内容を精査し、より良い施設運営に繋げていきます。

6　優秀者への顕彰

【意　見】

(1)	**6-1　【表彰制度】** 　文化芸術における優秀者への表彰だけでなく、受賞者の作品などの展示を願います。

【教育委員会の考え方】

展示の機会として、堀光美術館での企画展の開催等に向け、取り組んでいきます。

7　文化財施策

【意　見】

(1)	**7-1　【金物資料館との連携】** 　金物資料館は文化財的意義のある金物製品を多数所蔵、公開されています。施設を有効活用するために所管を教育委員会に移管し、みき歴史資料館と連携した企画展の開催を検討願います。

【教育委員会の考え方】

歴史資料館では金物資料館の協力を得て、平成３０年度企画展「筒井俊雄コレクション」、令和元年度企画展「三木金物産業史と黒田清右衛門家」を開催しており、金物資料館の特別企画展では、歴史資料館との連動講座として特別講演会を実施していますので、今後も連携を図っていきたいと考えています。

8　資料編について

【意　見】

(1)	**8-1　【三木市文化振興意識調査】** 　本計画策定の基礎となった三木市文化振興意識調査結果の一部が掲載されていますが、文化芸術に関係する団体やグループに三木市の文化芸術の課題や希望などについてのヒアリング調査はされなかったのでしょうか。

【教育委員会の考え方】

本計画の策定に当たり、市内芸術団体から推薦のあった方に策定委員会委員として協力いただいています。また、その中で本市の文化振興に係る課題など、貴重な意見については、可能な限り本計画に反映しています。